

資料 2 - 2

○島田市社会教育委員の設置等に関する条例

平成17年5月5日

条例第150号

改正 平成20年3月28日条例第54号

平成26年3月31日条例第14号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項及び第18条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の設置、定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(平26条例14・全改)

(設置)

第2条 島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に、附属機関として委員を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

(平26条例14・追加)

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(平26条例14・旧第2条繰下)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員を委嘱しなければならない。この場合において、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(解嘱)

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(平26条例14・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平26条例14・旧第4条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 榛原郡川根町の編入の日（以下「編入日」という。）以後最初に社会教育法第15条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱された日から平成21年3月31日までとする。

(平20条例54・追加)

4 編入日から平成21年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「10人」とあるのは、「11人」とする。

(平20条例54・追加)

附 則（平成20年3月28日条例第54号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第15条の規定による改正前の社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により委嘱されている社会教育委員は、施行日に改正後の第2条第2項の規定により社会教育委員として委嘱されたものとみなす。